

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について(通知)

(平成30年7月27日付け30文科生第332号)

1 背景

- ✓ 本年3月に東京都目黒区で発生した5歳(当時)女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、厚生労働省をはじめとした関係府省庁等が一丸となって対策に取り組むよう「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられた。

2 通知の概要

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校における適切な対応が図られるよう、例えば、以下に掲げる取組について積極的な対応を依頼。

(1)各学校における児童虐待の早期発見に向けた取組及び通告

各学校において、幼児児童生徒の心身の状況の把握、スクールソーシャルワーカー等による教育相談等を通じて、**児童虐待の早期発見に努める**こと。また、学校が就学時の健康診断実施の際に、「虐待リスクのチェックリスト」を活用すること等により、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を把握した場合には、**市町村、児童相談所等に情報提供を行う**こと。

(2)関係機関との連携強化のための情報共有

教育委員会等又は学校において、児童虐待防止に係る関係機関との一層の連携・協力の強化に向けて、**市町村、児童相談所等の担当者との間で、児童虐待の通告、情報提供、緊急時の対応等について、通告時の連絡先、提供する情報の内容及び対応の手順を確認**すること。

(3)児童虐待防止に係る研修の実施

教育委員会等又は学校において、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について教職員の理解を一層促進するため、**児童虐待防止にかかる研修を実施**すること。

(4)啓発資料等の活用

体罰に依存しない育児が推進されるよう、教育委員会及び学校において、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等の啓発資料の周知・活用等に取り組むこと。

(5)乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握への協力

教育委員会においては、児童福祉・母子保健主管部(局)等が厚生労働省からの通知に基づき実施する「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握」に、積極的に協力すること。